

## 「就活セクハラ」防止義務化に向けた動き

### ◆ 「就活セクハラ」とは

「就活セクハラ」とは、従業員間ではなく、就職活動中の学生に対して採用担当者等により行われるセクシャル・ハラスメントを指し、問題視されています。これまで、大企業を中心として、性被害などの深刻な事案も発生しており、自主的な指針を作る企業もみられます。

### ◆ およそ3割の就活生が体験

厚生労働省の「職場のハラスメントに関する実態調査」（令和5年度）によると、「インターンシップ中に就活等セクハラを一度以上受けた」と回答した人の割合は30.1%（「インターンシップ以外の就職活動」は31.9%）で、セクハラの内容としては「性的な冗談やからかい」「食事やデートへの執拗な誘い」「不必要的身体への接触」といったものが挙げられました。

### ◆ 防止へ法制化の動き

男女雇用機会均等法では、企業に対し、窓口の設置や加害者への対処など、従業員へのセクハラ防止が義務付けられていますが、現状その対象に就活生や応募者は含まれておらず、指針において就活ハラスメント防止措置が望ましい取組みとして明記されるに留まっています。

こうした状況を受け、厚生労働省の審議会では、企業に対する就活セクハラ防止義務化が検討されており（面接・インターンシップの際のルール策定や相談窓口の設置などを求める案が示されています）、2025年通常国会への関連法案提出を目指すとされています。今後の政府の動向が注目されます。



## マイナ保険証の利用登録の解除について

### ◆ マイナ保険証の登録は解除できる

12月2日に迫った現行の健康保険証の廃止とマイナ保険証への一本化に伴い、マイナンバーカードを取得していない方やマイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしていない方などには、保険者から資格確認書が交付され、それを医療機関に提示することにより、これまでと同様に保険医療が受けられます。

そして、いったんマイナンバーカードに健康保険証の情報をひも付けた後で、情報漏洩が不安などの理由により、その登録を解除した方にも資格確認書が交付されます。

当初、マイナ保険証の登録は原則として解除できないことになっていましたが、2023年に政府は、利用登録自体が任意で行われることなどを踏まえ、登録後の解除を認めることに方針変更しました。

### ◆ マイナ保険証の登録解除の流れ

その後、厚生労働省は、2024年10月に「マイナ保険証の利用登録解除の運用について」という保険者向けの通知を出し、加入者からの解除申請の受付を開始するよう求めました。皆さんの所属する保険者のホームページに告知が出ているか確認してみましょう。

マイナ保険証の利用登録解除の全体の流れは、次のとおりです。

- (1) 加入者からの利用登録の解除申請の受付（加入者）
- (2) 解除申請者に対する資格確認書の交付（保険者）
- (3) 中間サーバーへの解除申請者の情報の登録（保険者）
- (4) 解除申請者の解除状況確認（保険者）

